

(仮称) 丸森町水防センター基本設計・実施設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

丸森町（以下「町」という。）は、宮城県の南端に位置し、南側は福島県と隣接し、大部分を山林及び丘陵地が占め、町の北部を阿武隈川が貫流し、その流域と支流河川の流域一帯が平坦地を形成する総面積 273.30 平方 km の盆地状の町です。優れた自然環境を有する阿武隈川流域やその支流域には貴重な植生群や奇岩等があり、昭和 63 年 11 月には阿武隈溪谷県立自然公園として指定されています。

このような自然環境に育まれた一方で、度重なる水害等に見舞われる歴史をたどってきました。享和元年（1801 年）には「町場替え」も行われ、低地にある住居を山際に移転する等の対策が行われてきました。近年にも台風等による水害が発生しており、昭和 61 年 8 月 5 日の台風第 10 号による大雨により多くの被害が発生し、通称「8.5 災害」は、多くの町民が記憶しています。特に、令和元年 10 月 12 日に襲来した令和元年東日本台風では、町民の尊い命が失われたとともに、家屋や農地等に甚大な被害が生じ、さらには道路や河川等の公共土木施設、農作物や商工業等の被害額が、470 億円を超える等、町政史上最悪の災害となりました。

この災害によって、より顕在化・加速化した過疎化・少子高齢化への対応や災害からの迅速な復旧・復興を果たすため、「丸森町復旧・復興計画」を策定し、「共に立ち上がる次代につなぐ新たな丸森（まち）づくり」をスローガンに将来にわたって安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでいます。

町では、今後も起こり得る災害に備えとして、丸森大橋の南東に位置し、阿武隈川及び国道 113 号に面する場所に整備される「丸森地区河川防災ステーション（以下「河川防災ステーション」という。）」の敷地内に、「水防センター」を建設するものとし、令和 8 年度からの運用を目指し、準備を進めています。

この水防センターは、災害時には、防災及び応急復旧の拠点としての機能を担い、平常時には、令和元年東日本台風災害の伝承、豪雨災害をはじめとした自然災害に対する防災教育の場、そして、この災害からの復旧・復興のシンボルとして整備を進めるものです。

また、阿武隈川やその支流の豊かな水辺環境が隣接し、国道 113 号から町中心部への玄関口に位置する立地を活かし、「健康とアウトドア」をテーマとした町内観光施設への周遊につながる観光交流拠点（ゲートウェイ）としての機能を発揮させ、町内の観光資源とのつながりや動線を生み、既存資源との一体的な観光振興を図る拠点として整備を進めます。

この町の先人たちは、社会情勢の変化や時代の潮流を踏まえながら、優れた知恵と巧みな工夫により町を築き上げてきました。今を生きる私たちは、このかけがえのない「財産」を次の世代に引き継ぐ重責を担っています。

この施設は、先人たちのように皆が一丸となって知恵と力を結集し、『人と地域が輝き豊かで元気なまち・まるもり～一人ひとりの“郷土愛”で未来につなげるまちづくり～』を将来像とする「第五次丸森町総合計画」、東日本台風災害からの復旧・復興と持続的な発展に向け、『次代につなぐ新たな丸森（まち）づくり』をビジョンとした「丸森町

復旧・復興計画」、さらには、観光振興の重点プロジェクトの1つ「水辺の交流拠点整備プロジェクト」として位置付けた「丸森町観光振興計画」など、世代を越えて未来へとつながっていくまちづくりを推進する大きな役割も持っています。

このように様々な役割を担う施設を整備するにあたり、設計者にはこれらの考え方に對し、柔軟に對応できる高度な発想力や設計力、技術力や経験等が要求されることから、公募型プロポーザルを実施し、優れた素養を持つパートナーを選定するものです。

2 審査委員長のコメント

宮城県の南端に位置する丸森町は、緑や水の恵み溢れる自然豊かな町です。平安時代から記録が残されており、中世には伊達家と相馬家の領地争いの舞台にもなりました。阿武隈川の水運の拠点としても栄え、その文化的資産が今なお残されています。

しかし、現在は他の地域と同様に人口減少や高齢化に直面し、さらに東日本大震災や令和元年東日本台風災害など度重なる災害に見舞われています。特に、近年の気候変動は、今後の災害の頻発を予見させます。これらによりこれまでこの地で長く営んできた暮らしや町のあり方も変容を余儀なくされています。

町に生きる人々が将来にわたって、自らの暮らしを守り、また、豊かな自然と共生しつつ、その恩恵を地域や町外の人と分かち合っていく施設となることが、今回の水防センターに期待されています。丸森町の歴史を受け継ぎつつ、この難しい社会や環境下での新しい建築の創造に、ともに取り組む意欲ある設計者からの提案を望みます。

審査員長 東北大学大学院都市・建築学専攻 佃 悠

3 業務委託の概要

(1) 業務名称

(仮称) 丸森町水防センター基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容

(仮称) 丸森町水防センターに係る基本設計及び実施設計業務

詳細は、「(仮称) 丸森町水防センター基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで

4 事業費

(1) 基本設計に要する費用

16,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 実施設計に要する費用

41,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この金額は提案金額の上限を示すものであり、町がこの金額で契約することを約束するものではありません。また、この金額は、本要領7ページにおける技術提案を求める範囲を含むものとします。

5 事業計画概要

(1) 計画施設の概要

- ① 建物概要 丸森地区河川防災ステーションの敷地内に町が建設する水防センター及び賑わい拠点の複合施設。必要居室等については、「(仮称)丸森町水防センター基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」による。
- ② 敷地の場所 宮城県伊具郡丸森町字神明地内
- ③ 敷地面積 約 3.3ha
ただし、本施設の計画対象地の面積は、約 1.4ha
- ④ 施設用途 複合用途施設（文化・交流・公益施設及び倉庫等）

(2) 計画施設の設計における基本条件

本施設に求められる基本的な条件については、(仮称)丸森町水防センター基本構想・基本計画（令和5年11月 丸森町）によるものとします。

※(仮称)丸森町水防センター基本構想・基本計画（令和5年11月 丸森町）

URL <https://www.town.marumori.miyagi.jp/disaster/category/?category=75>

6 プロポーザルの日程

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年12月1日 |
| (2) 質問受付期限 | 令和5年12月8日 |
| (3) 質問回答期限 | 令和5年12月15日 |
| (4) 参加表明書及び技術提案書等
受付期限 | 令和6年1月17日 |
| (5) 1次審査 | 令和6年1月29日 |
| (6) 1次審査結果通知 | 令和6年2月2日 |
| (7) 2次審査 | 令和6年2月16日 |
| (8) 2次審査結果通知 | 令和6年2月22日 |
| (9) 見積依頼 | 令和6年2月下旬 (予定) |
| (10) 契約締結 | 令和6年2月下旬 (予定) |

7 参加資格及び審査方法

(1) 本プロポーザルに参加できる者（参加表明書及び技術提案書等を提出できる者）は、以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務（防災又は交流人口の拡大に資する延床面積 450 m²以上の施設の基本設計又は実施設計業務）を過去10年以内において元請として受注した実績を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされて

いる者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立
がなされている者でないこと。

- ④ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。
- ⑥ 町内に営業所を有する者は、町税を完納していること。

（2）設計共同体で参加する場合は次の事項に留意すること。

- ①設計共同体は、設計共同体協定書（様式 12 号）（以下、「協定書」という。）に基づき、本業務を共同で行うこと。
- ②設計共同体で参加する場合は、技術提案書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。
- ③管理技術者は、協定書第 9 条による出資の割合が最も大きい構成員から選任すること。
- ④ 1 つの設計共同体の管理技術者が他の設計共同体の管理技術者を兼ねることができない。
- ⑤単独企業として参加する企業が、他の設計共同体の構成員になることはできない。
- ⑥参加表明時点において、設計共同体の名称及び代表構成員は仮としての記載は可とするが、設計共同体を構成する事業者の変更は認めない。

（3）1 次審査

参加表明書及び技術提案書等の提出者について、書類審査を行い、5 者を選定します。

（4）2 次審査

1 次審査で選定された 5 者について、技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補者及び次点者各 1 者を選定します。

8 審査委員会

本プロポーザルの審査については、（仮称）丸森町水防センター基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（別紙 1）が行います。

9 担当部署（提出・問合せ先）

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120

丸森町 総務課 拠点整備班 担当 阿部

TEL 0224-87-7353

E-mail kyoten@town.marumori.miyagi.jp

10 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年12月1日(金)～令和5年12月8日(金) 午後4時必着

(2) 質問方法

下記アドレスに電子メールで質問することとし、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。なお、電子メール以外の方法による質問は、受け付けません。

丸森町 総務課 拠点整備班 アドレス kyoten@town.marumori.miyagi.jp
電話番号 0224-87-7353

(3) 質問様式

電子メールの件名は「(仮称)丸森町水防センター基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とし、質問書(様式1号)を添付すること。

(4) 回答方法

令和5年12月15日(金)の17時までに、町ホームページに掲載します。

11 参加表明書等の提出

(1) 提出期間及び提出方法等

① 提出期間

令和5年12月18日(月)～令和6年1月17日(水) 午後4時必着
持参の場合、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後4時までの間とする。

② 提出先

丸森町 総務課 拠点整備班

③ 提出方法

持参又は郵送等(簡易書留等の配達記録が残るものに限る)

(2) 参加表明書等の提出書類

① 参加表明書(様式2号)

② 会社概要書(様式3号)

③ 業務実績書(様式4号)

直近10カ年の同種業務の契約実績を最大2件まで記載すること。また、その契約実績の内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

④ 業務実施体制表(様式5号)

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

⑤ 管理技術者の経歴等(様式6号)

管理技術者については、次のとおり記載すること。

ア 氏名

技術者の氏名を記載してください。

イ 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

ウ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

エ 業務の実績

管理技術者が担当した過去 10 年以内において、業務完了しているものの実績を、2 件記載してください。記載内容を別紙 2 の基準に則って評価対象とします。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を（ ）書きしてください。

オ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙 4 評価要領中の過去の受賞歴に掲げる賞（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。）の受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付してください。

なお、受賞歴は 3 件まで記載してください。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1 件として評価します。

カ 手持ち業務の状況

公示日現在の手持ち業務の状況について記載のうえ、提出してください。

手持ちの業務量とは、公示日現在で管理技術者が担当している受託金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず）を言い、民間工事の設計業務を含みます。

⑥ 主任担当技術者の経歴等（様式 7 号）

主任担当技術者別に様式 6 号と同様に記載してください。

⑦ 設計共同体届出書（様式 8 号）

設計共同体として参加する場合、提出すること。

⑧ 再委託調書（様式 9 号） 協力事業者

再委託する場合、提出すること。

⑨ 参加表明書等の提出手順

様式 2 号～様式 9 号（左綴じ）及び、電子データ（PDF）を電子媒体に保存したものを揃えて、担当部署に提出すること。

ア 正本 1 部（代表者印押印のもの）

イ 副本 1 部（正本の写し）

ウ 電子媒体 1 部

（3）技術提案書の提出書類

① 技術提案書提出届（様式 10 号、11 号）

代表者押印の上、技術提案書の鑑表紙として提出すること。

② 技術提案書（様式 13 号）

(4) 技術提案書に係る作成要領

① 技術提案書の体裁について

ア A3版(2枚)、横書き、文字サイズ10ポイント、図化表現可能とする。

イ 1枚目・2枚目：業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、技術提案のテーマ

それぞれのテーマに適合する内容について、図等を用いて簡潔に記述してください。

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。(具体的な企業名、大学研究室名、個人名等は記載をしないでください。)

② 技術提案書作成上の留意事項

ア 技術提案を求める範囲は、別添資料1の計画地に建設する水防センター及び外構であり、別添資料2に赤の一点鎖線で「計画対象地」と示した範囲内に計画するものとして考えること。ただし、計画対象地の北側の河川エリアについては、舟下りの発着場等の利用を想定していることから、本施設と一体的な利用を想定すること。

イ 計画対象地は、概ね平坦なものとして考えること。

ウ 別添資料2に青線で示したヘリポート及び青の1点鎖線で示した高さ制限のラインに留意の上で計画すること。

エ 別添資料2に赤の一点鎖線で示した計画対象地以外の河川防災ステーションの諸施設については、本施設と一体的な利用や景観的な統一感を形成する観点から技術提案がある場合には、技術提案書に記載すること。ただし、前述の施設については、国が整備することから、提案内容がそのまま採用されとは限らない。

オ 民間事業者による事業展開を図るエリア((仮称)丸森町水防センター基本構想・基本計画 P26)については、別途民間事業者において設計を行うことを想定していることから、必要な面積を計画対象地内に確保することを前提として、その内容に関する提案を求めない。ただし、本施設と一体的な利活用や景観的な統一感を形成する観点から提案がある場合には、技術提案書に提案を記載することを妨げない。

③ 技術提案テーマ

本業務では、基本構想・基本計画における町の考え方に対し、柔軟に対応できる高度な発想力・設計力・技術力及び経験等を発揮していただくものとし、特に提案を求めるテーマは、次のとおりとします。

ア 町内施設との連携

町の歴史文化及び既存施設(蔵の郷土館齋理屋敷、不動尊公園キャンプ場等の観光施設、丸森物産いちば八雄館、いきいき交流センター大内等の直売所、その他町内施設)と連携した町のゲートウェイ(この施設のみで完結しない町内周遊拠点)としての機能、地域交流機能(憩いの場)を有し、かつ、他の類似施設との差別化を図るための考え方

イ 河川空間との調和

建設計画地の立地条件を踏まえた河川空間（川の魅力）、さらには河川防災ステーションの土砂置場、資材置き場の目隠しを含む植栽等との調和に関する考え方

ウ 民間を取り込んだ健康とアウトドアの空間の実現

民間事業者による事業展開エリアを含めた、健康とアウトドア空間を実現するための考え方

エ 災害時と平常時の利用

災害時の防災拠点としての機能の確保（維持）に加え、町の災害の歴史を踏まえた平常時の防災学習、災害記憶の伝承、及び他の項目との相乗効果等に対する考え方

オ コストと環境配慮

建設コスト、継続的な施設運営を行うためのライフサイクルコストの軽減に関する考えや環境への配慮に対する考え方

④ 技術提案書等の提出手順

様式 10 号～様式 13 号（左綴じ）及び、電子データ（PDF）を電子媒体に保存したものを揃えて、担当部署に提出すること。

なお、正本の裏面に提出者名を記載することとし、技術提案書副本には提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないこと。

また、様式 10 号に参考見積書（任意様式）を添付すること。（設計共同体の場合は、様式 11 号に、参考見積書（任意様式）、設計共同体協定書（様式 12 号）を添付すること。）

ア 正本 各 1 部（代表者印押印のもの）

イ 電子媒体 1 部

ウ 技術提案書副本 8 部（2 枚 左綴じ）

※2次審査に用いる資料は、1次審査において提出した資料に限るものとします。

12 審査内容

(1) 1次審査（書類審査）

（仮称）丸森町水防センター基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という）において、提出された参加表明書及び技術提案書等により、2次審査に進む参加者を選定します。

なお、選定の結果は、審査委員会終了後、提出者全員に通知します。

① 選定基準等

ア 2次審査に進む参加者を選定するための基準
別紙 2 「1次審査 評価基準」のとおりです。

イ 2次審査に進む参加者の選定数
2次審査に進む参加者は、5者を選定します。

② 1次審査の結果通知

令和 6 年 2 月 2 日（金）

なお、2次審査の対象者については、町ホームページに掲載します。

(2) 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

審査委員会において、技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補者及び次点者各1者を選定します。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開とします。

① 実施日等

令和6年2月16日（金）

時間及び場所については、2次審査の参加者に別途連絡します。

② 所要時間

1者につき、40分以内とします。（準備5分、プレゼンテーション10分以内、質疑応答25分程度）

③ 内容

技術提案書の説明（本件業務の管理技術者又は主任担当書が説明及び質疑応答を行うものとする。また、プレゼンテーション用の資料は技術提案書の図を抜粋して表示する等、見やすく加工することは可能とするが、文言の修正や追加は不可とする。）を行っていただきます。

④ 参加人数

管理技術者を含めて4名以内とします。

⑤ 使用機器

パソコンは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは町が用意します。

⑥ 選定基準等

ア 選定するための基準

別紙3 「2次審査 評価基準」のとおりです。

⑦ 2次審査の結果通知

令和6年2月22日（木）

選定の結果は、審査委員会終了後、2次審査参加者全員に通知します。

なお、受託候補者及び次点者については、町ホームページに掲載し公表することとしています。

13 辞退届の提出

参加表明書及び技術提案書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとします。

① 提出書類：辞退届（様式14号）

② 提出方法：持参又は郵送等

③ 提出先：丸森町総務課拠点整備班

14 失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された参加表明書及び技術提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限、その他提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

- (2) 提案書等提出期限後に提案内容に訂正を行ったもの
- (3) 参加資格を満たさないもの及び技術提案書に虚偽の記載を行ったもの
- (4) 参考見積書の金額が、4事業費（見積限度額）を超過したもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等により審査委員長が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとします。
- (2) 参加表明書を提出した時点で、本書の内容をすべて理解し、承諾したものとみなします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出書類は返却しないと同時に、受託者の選定以外に無断で使用しません。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 「業務実施体制(様式5号)」に記載した配置予定の総括責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、町と協議の上、決定するものとします。
- (7) 本プロポーザルに関する事項は、丸森町情報公開条例（平成11年条例第15号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があります。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については、決定後の公開とします。
- (8) 審査内容についての問い合わせには一切応じません。
- (9) 本業務を受注した設計者等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。
- (10) 本審査委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととします。
- (11) 参加者表明者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、審査に関して、本審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (13) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとします。

16 技術提案書等の著作権の取扱

技術提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に選定された者が作成した技術提案書等の書類については、町が必要と認める場合、受託候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (2) 町は、提出された技術提案書等について、丸森町情報公開条例（平成11年条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとします。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とします。

17 契約

- (1) 町は、受託候補者に選定された者を契約交渉相手として契約交渉を行います。ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点者を契約交渉相手とします。
- (2) 技術提案等及び町の考えを適切に反映した仕様を作成するため、内容協議を行い、仕様書を作成します。
- (3) 契約の方法は、随意契約とし、あらためて見積書の提出を求めます。
- (4) 実施設計業務の契約については、基本設計の成果により仕様を定めることから、基本設計完了後、仕様の調整を行った上であらためて見積もりを徴し、契約するものとします。
- (5) 契約額は、原則として、提出された参考見積書の範囲内とします。

18 参考資料

本プロポーザルの参加にあたっては、町ホームページに公開してある基本構想・基本計画及びこれまでの検討経過等も参考にしてください。

①丸森地区河川防災ステーションの整備

<https://www.town.marumori.miyagi.jp/disaster/category/?category=75>

②令和元年東日本台風災害記録誌

<https://cccc.backshelf.jp/bookview/?fileseq=10099>（外部サイト）

③丸森町復旧・復興計画

<https://www.town.marumori.miyagi.jp/town/detail.php?content=224>

④丸森町観光振興計画

<https://cccc.backshelf.jp/bookview/?fileseq=13351>（外部サイト）